

# ○須高行政事務組合公印規程

(昭和45年12月28日)

須高行政事務組合規則第4号)

改正 昭和52年6月15日 組合規則第2号

平成13年10月31日 組合訓令第1号

平成19年4月1日 組合訓令第2号

(目的)

**第1条** この規程は、公印の管守、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の寸法及びひな形)

**第2条** 別表1欄の公印の寸法及びひな形は同表3欄のとおりとする。

(公印の使用取扱)

**第3条** この規程に定めるもののほか、公印に関しては須坂市の公印の使用、取扱の例による。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和46年1月1日より適用する。

**附 則** (昭和52年6月15日組合規則第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成13年10月31日組合訓令第1号)

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

**附 則** (平成19年4月1日組合訓令第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

公 印	管 守 者	寸法及びひな型字体 (寸法は単位ミリメートル)		個 数
組 合 印	事 務 局 長	方 35 楷 書	須 高 行 政 事 務 組 合 印	1
組 合 長 印	事 務 局 長	方 21 てん 書	合 事 須 長 務 高 印 組 行 政	4
組 合 長 印 (松川苑専用)	事 務 局 長	方 18 れい 書	松 川 苑 須 高 行 政 事 務 組 合 長 之 印 専 用	1
会 計 管 理 者 印	会 計 管 理 者	方 18 楷 書	須 高 行 政 事 務 組 合 会 計 管 理 者 之 印	1
議 会 議 長 印	事 務 局 長	方 18 れい 書	議 事 須 会 務 高 議 長 組 印 合 行 政	1
監 査 委 員 印	事 務 局 長	方 21 てん 書	監 事 須 査 務 高 委 員 組 印 合 行 政	1